

環 環 管 第 1 0 号
令和元年6月19日

京都市教育委員会
教育長 在田 正秀 様

京都市長 門川 大作

〔担当 環境政策局環境企画部環境管理課〕
TEL: 075-222-3951



「京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業に係る配慮書案」に対する意見
について

平成31年3月5日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別 添)

「京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業に係る配慮書案」に対する意見

京 都 市 長

- 1 本件事業は、その対象施設自体が環境保全上特に配慮が必要な施設であるとともに、施設特性を十分に踏まえ、工事中の騒音・振動や供用後の空調負荷による周辺環境への配慮はもとより、在校児童生徒にも十分配慮し、騒音・振動対策等の環境保全措置並びに安全対策等を講じること。
- 2 計画段階環境配慮の対象として抽出した温室効果ガス等について、工事中だけでなく、供用時も含めた省エネルギーの観点から複数案の影響を予測したうえで、総合評価を行うこと。
- 3 工事の実施に当たっては、工事車両の走行ルートや環境保全措置の内容等の計画について、周辺住民及び計画地周辺を通学する児童生徒の安全性の確保等に十分配慮すること。また、計画地近傍の他の工事と重複する場合には、周辺への環境負荷が増大しないよう配慮すること。
- 4 本意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。